

令和2年4月30日

各保護者 様
保育所等利用者の雇用主 各位

那覇市こども教育保育課長
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の期間延期について (通知)

【第18報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市においては、感染症予防対策として国の要請に基づき、本日、小中学校の臨時休業を5月24日(日)まで延長したところです。

保育所、こども園等に関しては、原則開所とするとともに、現行のとおり、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者等や、特別な事情のある保護者の児童に限定した保育(特別保育)の実施を継続することといたしました。

特別保育は、感染拡大を予防し、市民の皆様の最小限の社会生活基盤を維持するための教育保育施設の機能維持を目的としております。

保護者の皆様並びに保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様へ、通常保育が休止となることについての、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変更があった場合は、対策の強化等を図る予定です。

記

1、保育対象は、保護者の全員が次の場合で、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

- (1) 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
- (2) 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
- (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

※両親が医療従事者のご家庭につきましては、園までご相談ください。

※詳細は、裏面のガイドラインを参考にし、ご不明な点、お困りの点がございましたら、こども教育保育課までご相談ください。

2、実施期間 5月7日(木)～5月24日(日)

※延期等につきましては、5月20日(水)を目途にお知らせいたします。

保育料等に関する問い合わせ先
那覇市こどもみらい課
保育グループ各担当
電話：861-6903

特別保育に関する問い合わせ先
那覇市こども教育保育課
指導主幹 名渡山 よし乃
電話：861-2113